

米中首脳会談:貿易協議再開で合意、追加関税 第4弾の発動は見送り

Insights from UBS Asset Management

ポイント

- 6月29日に行われた米中首脳会談では、両国が対話を継続する方針を確認
- トランプ米大統領が示唆していた追加関税第4弾の発動は見送り
- 中国の通信機器大手ファーウェイに対する禁輸措置を緩和
- 交渉の進展には注視

貿易交渉再開

- ✓ 6月29日に行われた米中首脳会談では、両国が通商協議を再開することで合意しました。トランプ米大統領は、交渉が決裂した場合に、追加関税第4弾を発動するとしていましたが、こちらも見送られました。
- ✓ さらに、中国の通信機器大手ファーウェイに課している米国企業との取引制限も緩和する方針を表明しました。
- ✓ 両国の対立が激化し、報復措置が連鎖する最悪のシナリオは回避された形となりました。
- ✓ 米国の追加関税第4弾は、中国からの輸出品約3,000億米ドル相当に最大25%の関税を課すというものですが、この中には衣類、靴、携帯電話、パソコンなど、生活に密着したものが多く含まれており、これまでの追加関税と比べて個人への影響が大きくなることが懸念されていました。
- ✓ 企業を対象にした事前の公聴会でも、多くの企業から第4弾の追加関税が発動された場合に、自社への悪影響が大きくなるため、発動を行わないよう求める声が多く上がっていました。
- ✓ トランプ米大統領は、2020年秋に大統領選挙を控えており、多くの有権者に悪影響が及ぶ追加関税第4弾の発動を見送ったと考えられます。
- ✓ 中国にとっても、減税や金融緩和で国内景気をサポートしている中で、大規模な追加関税が課され、輸出企業への悪影響がさらに広がることを避けたいという思惑がありました。
- ✓ このような背景から両国は通商協議の継続で合意したと考えられます。

交渉の進展には注視



- ✓ 協議が再開されても、両国が妥結に至るまでには紆余曲折が予想されます。
- ✓ 米国は、中国の知的財産権の強制移転問題や企業への補助金、外資への市場開放などの面で、法制化などによる実効性のある措置を中国に求めています。
- ✓ 中国は、知的財産権の保護や市場開放などを進める方針を示している一方、企業に対する補助金など産業政策の問題では、主権にかかわる問題として、譲歩しない姿勢を示しています。
- ✓ 今回の会談では交渉の期限についての取り決めはありませんでした。

- ✓ トランプ米大統領は、交渉を急いでいないと発言し、協議が早期に妥結あるいは決裂する可能性は低いと思われます。

市場への影響

- ✓ 追加関税第4弾が回避されたことは世界経済に対してプラスですが、とりわけ中国に対する悪影響が大きいと見られていたため、中国株や人民元への見直しにつながる可能性があります。
- ✓ しかし、米中の問題は、技術覇権や安全保障問題も含み、根本的な妥結に至るには相当な時間がかかると思われ、今後も折に触れて市場の不安定要因となると想定されます。

【図表①】米中の相手国からの輸入額および追加関税の規模

		米国 	中国 
2018/7/6	第1弾 追加関税率	340億米ドル 25%	340億米ドル 25%
2018/8/23	第2弾 追加関税率	160億米ドル 25%	160億米ドル 25%
2018/9/24	第3弾 追加関税率	2,000億米ドル 10%	600億米ドル 5%－10%
2019/5/10 2019/6/1		25%に引上げ	5%－25%に引上げ
2019/5/13	第4弾 追加関税率	3,000億米ドルのリストを発表 最大25%	対抗措置を検討
2019/6/29	見送り		
	相手国からの輸入額	約5,500億米ドル	約1,300億米ドル

出所:各種情報より当社作成。上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

商号:UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の金融商品取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、信頼できると考えられる情報をもとにUBSアセット・マネジメント株式会社によって作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。

© UBS 2019. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。